(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大館市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業、指定介護予防訪問介護事業及び第1号訪問事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が要介護状態、または要支援状態にある高齢者に対し適切な指定訪問介護、指定介護予防訪問介護事業及び第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)(以下「指定訪問介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を計画的に行う。

- 2 援助にあたっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村や地域の保健・医療・福祉 関係者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 大館市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 大館市池内字大出135番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1人(サービス提供責任者及び介護職員と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) サービス提供責任者 6人以上 介護福祉士6人以上(訪問介護員との兼務6人以上)

サービス提供責任者は、本事業の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員に対する技術的な指導や訪問介護計画の作成等のサービス内容の管理を行う。

(3) 訪問介護員等 23人以上 介護福祉士8人以上

1級課程修了者1人(常勤兼務)

2級課程修了者14人以上(常勤4人内4人兼務 登録10人以上) 訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。 (4) 事務職員 1人以上(兼務職員)

事務職員は、訪問介護報酬の請求等必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日 天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から日曜日までとする。
 - (2) 営業時間 午前6時から午後10時までとする。但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護事業等の内容)

第6条 事業所において行う指定訪問介護等は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅介護サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。但し、居宅介護サービス計画が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業者と利用者等との協議によって選定しサービスを行うものとする。

- (1) 身体介護に関すること
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 入浴の介護
 - エ 更衣の介護
 - オ 身体清拭や洗髪等、清潔の保持に関する介護
 - カ 体位交換や起居、就寝等の動作や移動に関する介護
 - キ 通院等外出介助
 - ク その他必要な身体の介護
- (2) 家事援助に関すること
 - ア 調整(配膳、片付けを含む)
 - イ 住居等の掃除、整理整頓等の環境整備
 - ウ 衣類の洗濯、補修
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関等との連絡
 - カ その他必要な家事援助
- (3) 相談・助言や心理的援助に関すること
 - ア 生活、身上、介護に関する相談・助言
 - イ その他必要な相談・助言
- (4) 服薬確認等医療的な援助や健康観察
- (5) 安否確認·安全確認
- 2 指定訪問介護等は、30分を一つの単位として行う。但し、介護の内容に応じ30分未満(20分程度)の巡回型を併用する。

(利用料及び支払い)

第7条 指定訪問介護等に係わる利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと し、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負 担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道30キロメートル未満 無料
 - (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道30キロメートル以上の場合 10キロメートルにつき100円
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して 事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるものと する。
- 4 利用料の支払いは、利用者の指定する金融機関指定口座より自動引き落としする。

(事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大館市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条の2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号を掲げる措置 を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記の虐待防止に関する措置を適切に行うための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(緊急時の対応)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者に病状の急変、その他緊急の事態が生 じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなけれ ばならない。

2 指定訪問介護等の実施中に天災その他の災害が発生した場合、訪問介護員等は、必要により利用者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(衛生管理等)

- 第10条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 年3回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練を定期的に行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第10条の2 事業者は、感染症や非常災の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、感染症及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に行う。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行う。

(身体拘束等の禁止)

- 第10条の3 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業者は、身体束縛等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(秘密保持)

- 第11条 訪問介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とする。

(苦情処理)

第12条 事業者は、提供した指定訪問介護等に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置と体制整備を図るための必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第13条 事業者は、指定訪問介護等の提供によって利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス提供の記録)

第14条 事業者は、指定訪問介護等を提供した際には、当該指定訪問介護等の提供日及び 内容、当該指定訪問介護等について法第41条第6項(法第53条第4項において準用する 場合を含む)の規定により利用者に代わって支払いを受ける介護給付費の額その他必要な 事項を、利用者の保持するサービス利用票に記載する。

(記録の整備)

第15条 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、訪問介護従事者等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修
- (2) 県、市町村及び関係機関研修
- (3) 採用後研修 年2回
- 2 事業所は、運営に関する諸記録、並びに指定訪問介護等の提供に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成17年6月20日から施行する。 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附則

- この規程は、平成27年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成27年8月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成28年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成29年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成31年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、令和4年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。